

令和6年度寒河江市届出保育施設等保育料負担軽減補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、届出保育施設、企業主導型保育事業所又は預かり事業を実施する幼稚園若しくは認定こども園（以下「届出保育施設等」という。）を利用する児童がいる世帯の経済的負担を軽減し、子育て環境を整備するため、令和6年度寒河江市届出保育施設等保育料負担軽減補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 届出保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項の規定による届出を行った施設のうち法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務を実施する施設又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（次号に掲げる施設を除く。）をいう。
- (2) 企業主導型保育事業所 法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が6人以上のものに限る。）のうち、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするもので内閣府から運営費の助成を受けたものをいう。
- (3) 預かり事業 子育て支援として実施される2歳児受入れ事業（一時預かり事業実施要綱（令和6年3月30日付け5文科初第2592号こ成保第19号「一時預かり事業の実施について」別紙）に規定する事業）をいう。
- (4) 補助対象児童 寒河江市内に居住している子どものうち、届出保育施設等

を利用している児童(幼稚園の場合においては、満3歳未満の子どもに限る。)
をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象児童と同一世帯に属する父母、未成年後見人その他の扶養義務者
(家計の主宰者に限る。)
- (2) 別表に掲げる補助対象児童の区分に応じて、同表の市町村民税所得割額に定める額に該当する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 補助対象児童が子ども・子育て支援法(平成24年法律第65条)第30条の11第1項の規定による子育てのための施設等利用費の支給の対象となる場合
- (2) 補助対象児童が企業主導型保育事業費補助金実施要綱(令和5年6月27日付けこ成保第70号「企業主導型保育事業等の実施について」別紙)で定める企業主導型保育事業(施設利用給付費)の対象となる場合
- (3) 補助対象児童の保護者が税務申告を行っていない場合
- (4) 在園日数が1か月に満たない場合

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、別表に定める保育料及び入園料の合計額とする。ただし、算出した保育料の額に1円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨て、入園料の額は5万円を上限とする。

(補助金等交付申請書兼実績報告書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条及び第14条の規定に

かかわらず、市長が別に定める日までに令和6年度寒河江市届出保育施設等保育料負担軽減補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯状況に係る申出書（様式第2号）
- (2) 在園証明書兼保育料受領証明書（様式第3号）
- (3) 令和6年度の所得課税証明書（他市町村で課税されている場合に限る。）

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、交付申請書を受理した場合は、速やかに審査し、これを正当と認めるときは、補助金の交付を決定し、令和6年度寒河江市届出保育施設等保育料負担軽減補助金交付決定及び確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を行った場合は、規則第15条に規定する額の確定を行ったものとみなす。

（帳簿等の保管）

第7条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了する日が属する年度の翌年度の4月1日から起算し、5年間保管しなければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月7日から施行し、令和6年4月1日から適用する。